

宅建Webコース

京都造形芸術大学 卒業

「学校法人 瓜生山学園 同窓会会員」特別学費 80,000 円
(税別・教材費込)

PC・スマホ・タブレットで合格を目指す！日建学院の通学コース
同様に構成されたカリキュラムがWebで学べるコース。

11月

5月

10月

早期対策講座

入門民法 [全6回]

11月上旬より

※本試験後より受講可能です。法改正等による改訂がある場合は1月下旬より改訂講義を配信いたします。

受講者にとって最初の壁となる民法を分かりやすく解説。

使用教材

- 入門民法テキスト

アプローチ主要科目 [全8回]

2月下旬より

主要3科目の全体像をつかみ、知識の受け皿をつくる。

使用教材

- 受験対策テキストⅠ・Ⅱ・Ⅲ

重点講義 [全26回]

チャレンジテスト3月中旬より

重点講義4月下旬より

日建学院のメイン講義。全範囲の重要項目をインプット。過去の出題傾向をもとに、法律の改正や新たな傾向にも対応。

- 講義/22回
- 中間試験/3回
- 模擬試験/1回

使用教材

- 受験対策テキスト(Ⅰ~Ⅳ)
- 項目別過去問題集(Ⅰ~Ⅳ)
- 予習・確認課題
- 中間試験
- 学院模擬試験

本講座

実戦模擬試験

本試験形式の実戦模擬試験

- 全分野(1~5回)250問



ポイント解説付

5回分の実戦模擬試験を、Web上で採点し、解説します。

本試験とまったく同形式で出題される模擬試験です。試験会場で実力を100%発揮するため、本試験の形式に慣れておくことが必要です。

公開模擬試験

10月上旬 (日)

試験直前の総仕上げ!

全国規模で実施するため、自分の実力が把握できます。詳細な個人分析表を使用し、試験までに弱点を解消。あなたを合格へ導きます。

**公開
模擬試験**
(2時間)
+
解説
(1時間)



注)全国各校での教室実施となります。事前に受験校への申込みが必要です。

全部で7,000分以上の動画講義と、約1,000問からなる問題演習!

ズバリ解説

webコースにはズバリ解説が含まれています。

「ズバリ解説」は、問題集のすべての問題の解答解説をパソコンやスマートフォン、タブレットで、いつでもどこでも視聴でき、問題集をしっかりと理解する効率を飛躍的に高めます。

体験版へ **Go!**

宅建合格への道

検索

※受講希望される方は、お申込の前に必ず、「DEMO体験版」での動作確認をお願いします。

※ズバリ解説の詳細はP.27を参照ください。



※配信日程・カリキュラム等は試験分析により、多少変更になる場合がありますので予めご了承ください。

本試験 例年 10月第3日曜日

お問い合わせ先

日建学院 京都校 TEL:075-221-5911

担当：吉田 勝利





〒 600-8006

京都府 京都市下京区 四条通柳馬場西入立売中之町 99 四条 SETビル 7F



疑問があればその場で解決!合格者の必携ツール「ズバリ解説」

一人ひとり違う苦手分野をその場で検索し瞬時に理解する『ズバリ解説』は、限られた学習時間を有効に使うことのできる個別学習システムです。「ズバリ解説」は、問題集にある番号を入力するだけで解答肢までしっかり解説した映像講義が自動的にスタートします。疑問があればその場で解決!『ズバリ解説』は初学者から経験者までに対応した学習方法です。

STEP 1	問題集を解く	テキストを熟読したら、理解度確認のため、該当箇所の問題を解きます。 POINT 問題集を解く上で大切なことは、正解することだけではありません。できてできなくても実施することが大切です。	
STEP 2	ズバリ解説にアクセス	パソコン、スマートフォンなどで「ズバリ解説」にアクセスします。 POINT 選択肢すべてを正しく理解できていないと本試験での得点に結びつきません。「ズバリ解説」を有効に活用し、合格に向かって前進しましょう。	
STEP 3	「ズバリ解説コード」を入力	問題集の解答解説の右上にある「ズバリ解説コード」を入力します。 POINT 「ズバリ解説コード」を入力することで、指定の問題をピンポイントで検索します。	
STEP 4	ズバリ解説を視聴する	ズバリ解説で解説講義を視聴し、理解を深めましょう。 POINT 問題をズバリ!瞬時に!詳しく解説する講義を目で見て耳で聴くことで、理解が進みます。解説講義の映像や画像と一緒に、理解するまで、何度も視聴しましょう。	

実際に問題を解いてズバリ解説を視聴してみよう!

媒介契約の規制

重要度：A 本試験の出題：H26 年度 問 32

宅地建物取引業者 A は、B から B 所有の宅地の売却について媒介の依頼を受けた。この場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定によれば、誤っているものはいくつあるか。

ア A が B との間で専任媒介契約を締結し、B から「売却を秘密にしておきたいので指定流通機構への登録をしないでほしい」旨の申出があった場合、A は、そのことを理由に登録をしなかったとしても法に違反しない。

イ A が B との間で媒介契約を締結した場合、A は、B に対して遅滞なく法第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づく書面を交付しなければならないが、B が宅地建物取引業者であるときは、当該書面の交付を省略することができる。

ウ A が B との間で有効期間を 3 月とする専任媒介契約を締結した場合、期間満了前に B から当該契約の更新をしない旨の申出がない限り、当該期間は自動的に更新される。

エ A が B との間で一般媒介契約（専任媒介契約でない媒介契約）を締結し、当該媒介契約において、重ねて依頼する他の宅地建物取引業者を明示する義務がある場合、A は、B が明示していない他の宅地建物取引業者の媒介又は代理によって売買の契約を成立させたときの措置を法第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づく書面に記載しなければならない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

問題を解いた後は
ズバリ解説で
スッキリ解説!!

右記のQRコードにアクセスして
ズバリ解説を視聴→



「ズバリ解説講義」は、
いつでも、どこでも、何度でも
受講できます。



日建学院のズバリ解説はパソコンだけでなくスマートフォンやタブレットでも受講できます。仕事の休憩時間や通勤時間など、問題集さえあればいつでも受講OK。重要事項を効率的に習得できるから、合格へ効果的に近づけます。